

指 示

平成 29 年 1 2 月 7 日

長野県知事  
阿部 守一 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく平成 27 年 1 1 月 20 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 長野県軽井沢町及び御代田町において採取されたきのこと類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 長野県小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町及び南牧村において採取されたきのこと類（野生のものに限る。ただし、まつたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 長野県長野市、中野市、軽井沢町、木島平村及び野沢温泉村において産出されたこしあぶらについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
4. 長野県軽井沢町及び富士見町において捕獲されたしかの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(参考)

## 指 示

平成27年11月20日

長野県知事  
阿部 守一 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成27年5月28日付け指示は、下記のとおり変更する。

### 記

1. 長野県軽井沢町及び御代田町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 長野県小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町及び南牧村において採取されたきのこ類（野生のものに限る。ただし、まつたけを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 長野県長野市、中野市、軽井沢町、木島平村及び野沢温泉村において産出されたこしあぶらについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。